三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府綾部市故屋岡町神子谷上二の一から二の三まで、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、神子谷四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府綾部市故屋岡町足谷一、一の二から一の一〇まで、一の乙、二の一から二の二三まで、三、桧ノ谷一三から一八まで、一五の乙、一五の丙
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年四月十四日農林水産省告示第六百二十二号、昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百八十九号、平成十年二月十九日農林水産省告示第二百八十四号、平成十一年二月二十二日農林水産省告示第二百九十九号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町大月字宗遠志四二八、四二九、四三二の一、四三二の二、四三四、四三六の一、山城町黒川字ノゾキ二四三の二、二四四の二、二五七の三から二五七の五まで、二五八の二、二五九、二六〇の二、二六二の二、二六三の二、二六四の二、二六五の二、二六六の二、二六七の二、山城町国政字阿戸一一七の一・一二〇の二〇（以上二筆国有林）、一一七の一〇から一一七の一二まで、一一九の一、一二〇の一、一二〇の四、一二〇の一一から一二〇の一五まで、一二〇の一七から一二〇の一九まで、字桐のさこ八八の一、八八の二、八九の一、八九の四、九〇の一、九〇の四、九二の一、九二の四、山城町仏子字上ツヱ一〇七の一、一〇七の二、字下ツヱ九九の一、九九の二、一〇〇から一〇三まで、字宮内八二七、八三七から八四三まで、八四四の二、八四五の二、八六四の二、山城町下川字香川原一七二四、一七二五、一七二七、一七二八、一七三〇、一七三一、一七四〇、一七四一、一七四二の二、字露口一五〇四から一五一〇まで、一五一三、一五二一の二、山城町中野字横野八六、八七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字イミチ一〇三二の二、一〇三八、一〇四七の一、一〇四七の三、字ヲヲボケ一四九三の一三、字タナカ一〇二九の二、一〇三〇の二、字ドウギリ一七三の三（国有林）、一一七三の二、字ニシ九五八の二、九五九の三、九五九の四、字子キヲカ一〇六九の一、一〇六九の二、字フタゴイハ一一四〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）